部長及び参事官　　生企発第264号
殿　　令和８年４月１日
所　属　長　　３年保存（口訓）
本　部　長

特殊詐欺緊急警報及び警戒注意報運用要領の制定について(通達乙)

県内における令和７年中の特殊詐欺等の被害については、特殊詐欺認知件数は112件、ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺認知件数は98件で、被害額は合計して約13億円を超え過去最悪を更新し、危機的な情勢となっている。

特殊詐欺に対しては、多数の被害を認知した際に、「特殊詐欺緊急警報及び警戒注意報運用要領の制定について（通達乙)」(令和５年12月27日生企発第938号。以下「旧通達」という。）により、特殊詐欺警戒注意報等を発令し、都度緊急の対策を実施してきたところであるが、令和８年４月１日から、ＳＮＳ型投資詐欺、ＳＮＳ型ロマンス詐欺が特殊詐欺の一手口として位置付けられることや、ニセ警察詐欺がオレオレ詐欺等から独立した一手口となることから、特殊詐欺緊急警報及び警戒注意報の発令要領を見直し、別添「特殊詐欺緊急警報及び警戒注意報運用要領」のとおり実施することとしたので、全職員に周知徹底を図るとともに、警報等発令時には被害者を絶対に出さないとの信念を持って、効果的な被害予防対策に努められたい。

なお、本通達の発出に伴い、旧通達は廃止する。

別添

特殊詐欺緊急警報及び警戒注意報運用要領

第１　目的

特殊詐欺緊急警報及び警戒注意報（以下「警報等」という。）は、県内において特殊詐欺被害等が多発し、被害の拡大が予想される場合、生活安全企画課長が警報等を発令して、集中的な被害予防対策を推進することにより、県内における特殊詐欺被害の未然防止に資することを目的とする。

第２　基本的留意事項

１　特殊詐欺被害等発生時の措置

特殊詐欺被害は、全国どの地域に集中発生するか予測ができないものであり、ひとたび発生すると県民全体が危険に晒されることになることから、対応に遅れが生じないようにすること。

２　情報伝達網の整備

警報等発令時に有効な情報伝達を図るため、各地区地域安全協（議）会との連携を密にし、平素から、自治体、町内会、地域安全推進員、老人クラブ、民生児童委員、金融機関、コンビニエンスストア、宅配事業者、タクシー事業者その他地域安全協定を締結した協力企業等、管内の地域住民が被害防止に関する情報が細大漏らさず円滑に伝達されるよう整備すること。

３　被害防止に向けた防犯情報の提供

被害認知件数、警報等の発令の有無にかかわらず、県内において連続発生のおそれがあり、早期のうちに防犯情報を提供し、各種対策を講ずる等犯罪抑止対策の必要があるときには、予兆電話等の前兆事案認知段階から、多発している手口被害を防止するために効果的な対策（テレビ、ラジオ、新聞に対する情報提供、金融機関等への注意喚起、コンビニサポートポリスによるコンビニエンスストアへの注意喚起、県警察が所管する電光掲示板、ＳＮＳ、交番速報等の広報媒体による注意喚起、行政防災無線等を活用した注意喚起、国際電話利用休止及び警察庁推奨アプリ等の電話対策の推進、高齢者方に対する巡回連絡・訪問活動、ＡＴＭ設置場所の警戒等）を積極的に行うこと。

第３　警報等の発令

１　特殊詐欺緊急警報

(1)　発令基準

県内において、１日に５件以上、同一手口の特殊詐欺の予兆事案にかかる相談を認知した場合

(2)　発令者

生活安全企画課長

(3)　発令期間

発令日から起算して３日間

(4)　発令地域

認知した事案の概要等に応じて、県内全域又は署指定で発令する。

(5)　緊急警報発令時における対応

ア　生活安全企画課

緊急警報発令時は、次の対応を実施すること。

(ｱ)　Ｅメール等による金融機関、コンビニエンスストア等関係機関への注意喚起

(ｲ)　県警察が所管する電光掲示板、ＳＮＳ等の各種広報媒体の活用による注意喚起

イ　警察署

緊急警報発令時は、次の対応等被害防止のために緊急的に執りうる対応を実施すること。

(ｱ)　ケーブルテレビ等への情報発信

(ｲ)　自治体に対する行政防災無線の広報依頼

(ｳ)　金融機関、コンビニエンスストアに対する注意喚起

(ｴ)　その他広報啓発活動

２　特殊詐欺警戒注意報

(1)　発令基準

県内において、１週間（月曜日から日曜日までの間）に10件以上（被害届の受理如何を問わない。）、特殊詐欺被害を認知した場合

(2)　発令者

生活安全企画課長

(3)　発令期間

発令日から起算して７日間

なお、警戒注意報発令中、新たな特殊詐欺被害を認知した場合については、次回の警戒注意報発令基準として算定しないが、予兆電話や特殊詐欺被害を多数認知するなど、なおも連続的に発生するおそれが認められるときは、その期間を延長するものとする。

(4)　発令地域

特殊詐欺被害の広域性、波及性を考慮し、原則として、県内全域に発令するものとする。ただし、手交型被害等個々の被害実態に応じて、署指定の発令ができるものとする。

(5)　警戒注意報発令時における対応

ア　生活安全企画課

緊急警報発令時と同じ

イ　警察署

警戒注意報発令時は、次の対応等発生している手口の特殊詐欺被害抑止のために効果的な広報啓発活動を集中的に実施し、整備した情報伝達網等を活用するなどして広く県民に周知して「だまされないための対策」を徹底するとともに、金融機関・コンビニエンスストア等関係機関と連携した「だまされても被害金を取られないための対策」に集中的に取り組むこと。

(ｱ)　ケーブルテレビ等への情報発信

(ｲ)　自治体に対する行政防災無線の広報依頼

(ｳ)　金融機関等に対する注意喚起

(ｴ)　コンビニサポートポリスによるコンビニエンスストアへの注意喚起

(ｵ)　高齢者宅訪問活動(国際電話利用休止及び警察庁推奨アプリの推進)

(ｶ)　広報紙、交番速報等を活用した広報

(ｷ)　その他広報啓発活動（街頭キャンペーン等）

第４　報告

警戒注意報発令期間中の取組状況については、別添「特殊詐欺警戒注意報取組内容報告書」により、速やかに生活安全企画課を通じて報告すること。

なお、緊急警報発令中の取組状況については、特に報告を求めないが、特筆すべき活動を行ったなどの場合は、様式によらずに報告すること。

（別添省略）